

## 山形市結婚新生活支援補助金 申込受付の開始について

山形市では、結婚新生活を支援するために、結婚して新生活を始める夫婦を対象に、令和3年度から住宅の取得費、家賃、リフォーム費用や引越費用等を補助しています。

つきましては、今年度も補助金の申込受付を開始しますので、取材していただきますようお願いいたします。

### 1 対象者の主な要件

令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を受理された次の全ての要件を満たす夫婦（世帯）。

- （1）対象となる住宅が山形市内にあり、住民登録のうえ居住していること
- （2）夫婦の所得金額の合計が500万円未満であること
- （3）婚姻日時点における夫婦の年齢がそれぞれ39歳以下であること

### 2 対象経費

結婚に伴い、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った次の費用。

- （1）住居費
  - ・住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
  - ・住宅取得費用（建物の購入費、新築の場合の工事請負費）
- （2）リフォーム費用（住宅の修繕、増築、改築、設備更新等の費用）
- （3）引越費用（引越業者や運送業者に支払った費用）

### 3 補助額

- （1）婚姻日時点における夫婦の双方の年齢が29歳以下の場合 上限60万円
- （2）〃 39歳以下の場合 上限30万円

### 4 申込期間

令和7年6月13日（金）～12月2日（火）

※12月2日以降に婚姻・同居予定の方も、婚姻前・同居前に申込が必要です。

### 5 その他

詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。

<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shiseijoho/seisaku/1008368/1002633.html>

【本件に関するお問い合わせ】

〒990-8540 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市役所 企画調整部公民連携室 担当：協働推進係 五十嵐葉子

TEL 023-641-1212（内線223）

FAX 023-623-0703

E-mail [koumin@city.yamagata-yamagata.lg.jp](mailto:koumin@city.yamagata-yamagata.lg.jp)